令和5年度
指定障害福祉サービス等事業者
集団指導研修（障害児通所）

令和５年１１月

広島市健康福祉局障害福祉部
障害自立支援課

目次

１　実地指導における主な指導事項
２　障害者虐待防止及び身体拘束の適正化
３　変更届・体制届
４　サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者（サビ児管）に関する取扱いについて
５　安全計画の策定
６　送迎時の安全管理
７　自己評価の実施及び公表の報告
８　定員の基準
９　加算・減算
１０　福祉・介護職員処遇改善
１１　利用者負担額の受領
１２　補助金関係
１３　障害児通所支援における主な通知等

１　実地指導における主な指導事項

１　実地指導における主な指導事項

⑴　変更の届出

□　届出内容に変更があった場合は、変更後、10日以内に届け出る必要があるにも関わらず、変更の届出が行われていない。

※　変更の届出が必要なもの
　　事業所の名称、所在地、管理者・児童発達支援管理責任者、運営規程、平面図　等

⑵　運営規程

□　虐待の防止のための措置に関する事項を、運営規程において定めていない。

□　利用者に対し緊急やむを得ない理由で身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行う場合の要件等に関する事項を、運営規程において定めていない。

※　広島市児童福祉施設設備基準等条例で定める独自基準において、規定を義務付けている。

⑶　契約書・重要事項説明

①　共通

□　記載漏れ（日付・名前等）や押印漏れがある。

１　実地指導における主な指導事項

⑶　契約書・重要事項説明

②　契約書

□　契約期間を経過しているにも関わらず、サービスを継続している。

□　契約の主体が、法人ではなく事業所・管理者となっている。

□　契約の主体が通所給付決定保護者となっていない。

③　重要事項説明

□　利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項について、説明していない・説明が不足している。

※　運営規程の概要、従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、協力医療機関、提供するサービスの第三者評価の実施状況など利用者が事業所を選択するために必要な重要事項

□　重要事項説明の後、利用申込者から内容に関する同意を得ていない。

□　行政相談窓口に「広島県国民健康保険団体連合会」と記されている。

※　介護保険サービスのみ対象のため、記載されている場合は削除すること。

１　実地指導における主な指導事項

⑷　掲示

□　利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を、事業所の見やすい場所に掲示していない又は閲覧可能な形でファイル等で備え置く等していない。

※　利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項

- 運営規程の概要
- 事故発生時の対応
- 従業員の勤務体制
- 苦情処理の体制
- 提供するサービスの第三者評価の実施状況等
- 協力医療機関（児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援）

⑸　秘密保持

□　業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するための必要な措置を講じていない。
また、退職後においてもこれらの秘密を保持するための必要な措置を講じていない。

□　個人情報の使用について、利用者又はその家族から文書（同意書等）による同意を得ていない。

１　実地指導における主な指導事項

⑹　保護者に求めることのできる金銭の支払の範囲等

□　保護者に支払を求めることが適当な金銭の支払を求める際に、不適切な費用の徴収を行っている。

□　金銭の支払いを求める際に、使途や金額、金銭の支払いを求める理由について、書面により説明し、同意を得ていない（利用者負担額は除く。）。

⑺　利用者負担額等の受領

□　サービスを提供した際に、保護者から利用者負担額の支払を受けていない。

□　指定基準で定められている費目にそぐわない費用を保護者から徴収している。
食費、日用品費、その他日常生活費を実費相当額以上に徴収している。
※　食費は児童発達支援センターのみ

□　保護者へ領収証を交付していない。

１　実地指導における主な指導事項

⑻　給付費の額に係る通知

□　保護者に法定代理受領で受領した給付費の額を通知（代理受領通知）していない。
※　利用者の費用負担がない場合も通知が必要。

□　給付費を受領するより前に代理受領の通知を行っている。

⑼　個別支援計画

□　個別支援計画が作成されていない。
※　児童発達支援管理責任者でない者が作成している場合を含む。

□　作成後、保護者及び利用者に説明していない又は文書による同意を得ていない（同意年月日等の記載漏れがある。）。個別支援計画書を保護者に交付していない。

□　作成年月日及び作成者名が記載されていない。
※　職名（児童発達支援管理責任者）も記載されていることが望ましい。

□　個別支援計画の内容が画一的で、利用者の障害の内容や年齢に沿った具体的な計画を作成していない。
個別支援計画に必要な項目が記載されていない。

□　支援内容の評価・見直しを各サービスで定められている期間内に行っていない。
必要に応じた計画の変更を行っていない。

１　実地指導における主な指導事項

⑽　支援内容及び記録

□　個別支援計画に基づいた支援がなされていない。

□　個別支援計画に基づいた支援の記録をしていない。
（利用者の様子の記録にとどまっている　等。）

□　サービスの提供の都度記録し、保護者の確認を受けていない。※1

⑾　受給資格の確認等

□　利用者の受給資格を最新の受給者証により確認していない。

□　利用者の受給者証の別冊に、契約内容を記入していない。

⑿　事故発生時の対応

□　事故が発生した際、速やかに利用者の家族等及び障害自立支援課に連絡していない。

□　速やかに賠償を行うための措置（損害賠償保険の加入等）を講じていない。

※1　【厚生労働省HP】報酬算定構造・サービスコード表等
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000174644_00016.html

１　実地指導における主な指導事項

⑬　請求に関すること

□　支援記録がない状態で給付費を請求している。

□　誤ったサービスコードで請求している。

□　利用者負担額の上限管理を行う際、利用者負担上限額管理事務依頼（変更）届出書を市に提出していない。
※　新規利用や受給者証更新、世帯管理開始時などは提出が必要。

⑭　加算・減算

□　要件を満たしていないにも関わらず、加算を算定している。
（必要な人員配置を満たしていない、必要な書類・記録等を整備していない　等。）

□　加算の算定要件を満たさなくなった際、障害自立支援課に「介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書」を提出していない。

□　人員配置欠如や定員超過の状態であるにも関わらず、減算していない。

１　実地指導における主な指導事項

⑭　加算・減算

□　欠席時対応加算について、障害児の状況確認や、相談援助を行っていない。また、その相談援助の内容を記録していない。

□　送迎加算について、事業所と自宅間以外で送迎を行っている。また、学校と事業間の送迎を行う場合に、その必要性が支援計画に記載されていない。

□　看護職員加配加算について、医療的ケアが必要な児童が事業所を利用していない。診断書等の書類が控えられていない。医療的ケアが必要な障害児に対して支援ができる旨を公表していない。

□　家庭連携加算及び事業所内相談支援加算について、個別支援計画に必要性が明記されておらず、保護者の同意を得ていない。

□　個別サポート加算Ⅱについて、連携先機関等と要支援児童等への支援の状況等を年に1回以上共有し、その記録を文書で保管していない。また、連携先機関等と共有しながら支援をすることについて、個別支援計画に位置づけ、通所給付決定保護者の同意を得ていない。

１　実地指導における主な指導事項

⑮　給付費の算定及び取扱い

□　サービス提供時間が極端に短い。

⑯　従業者の員数

□　基準上必要とされる人員配置を満たしていない。

⑰　定員超過

□　慢性的に定員を超過した状態で利用者を受け入れている。
※　慢性的に定員を超過している場合は、定員の変更等を検討すること。

⑱　虐待の防止

□　虐待防止のための措置を講じていない。
・　虐待防止委員会の開催
・　虐待防止担当者の設置等　等
・　研修の実施

１　実地指導における主な指導事項

⑲　身体拘束等の禁止

□　身体拘束の適正化のための措置を講じていない。

・　身体拘束を実施する際の記録
・　指針の整備
・　身体拘束適正化委員会の開催
・　研修の実施　等

⑳　その他

□　従業者の出勤簿が作成されていない。
（従業者として従事する役員等も含む。）

□　障害福祉サービス等情報公表システムについて、障害自立支援課に事業所情報の登録申請をしていない。
※　システム入力について不明な点がある場合、システム登録確認業務の委託先である「一般社団法人シルバーサービス振興会」へ問い合わせること。
【電　話】082-254-9699
【メール】peqqu001@hiroshima-silver.or.jp

２　障害者虐待防止及び身体拘束の適正化

２　障害者虐待防止及び身体拘束等の適正化

⑴　近年の障害者福祉施設従業者等による虐待動向

*被虐待者が特定できなかった事例を除く

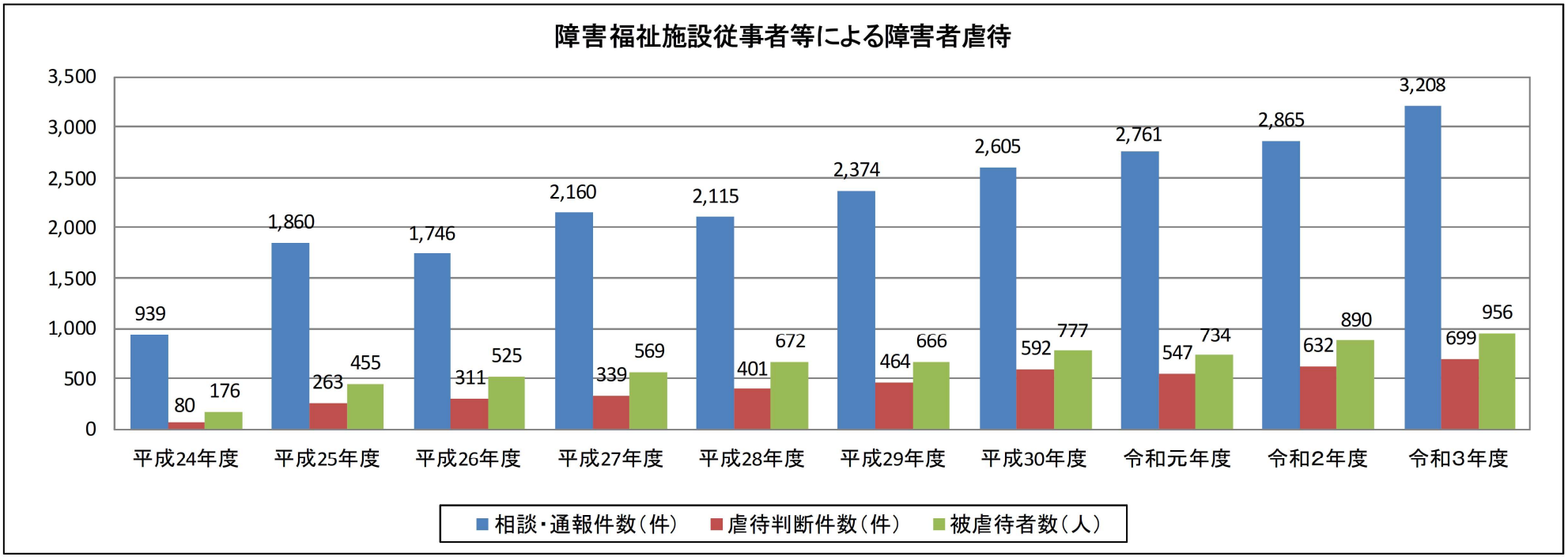

＊　平成24年度は下半期のみのデータ

（参考）資料集P.3～P.4

２　障害者虐待防止及び身体拘束等の適正化

⑴　近年の障害者福祉施設従業者等による虐待動向

◆虐待行為の構成割合（複数回答）

身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄、放置	経済的虐待
56．8%	15．3%	42．2%	5．4%	5．0%

◆被虐待者の障害種別（重複障害あり）

身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	難病等
16．5%	72．9%	15．3%	6．1%	1．4%

（出典）令和3年度　障害者虐待防止法対応状況調査報告書

（参考）資料集P.3～P.4

２　障害者虐待防止及び身体拘束等の適正化

⑴　近年の障害者福祉施設従業者等による虐待動向

◆全国の虐待の発生要因上位5項（厚生労働省調査）

虐待発生要因（複数回答可）	
教育・知識・介護技術等に関する問題	71．0%
職員のストレスや感情コントロールの問題	56．8%
倫理観や理念の欠如	56．1%
虐待を助長する組織風土や職員間の関係性の悪さ	22．6%
人員不足や人事配置の問題及び関連する多忙さ	24．2%

（出典）令和3年度　障害者虐待防止法対応状況調査報告書

（参考）資料集P.3～P.4

２　障害者虐待防止及び身体拘束等の適正化

⑵　障害者虐待防止の取組

①　虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること

②　従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること

③　上記に記載の措置を適切に実施するための担当者を置くこと

④　運営規程の整備

運営規程には、虐待の防止のための措置に関する事項を定めなくてはならないこととされている。

- ○　虐待の防止に関する責任者の選定
- ○　成年後見制度の利用支援
- ○　苦情解決体制の整備
- ○　従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
- ○　虐待防止委員会の設置に関すること

（参考）資料集P.3～P.4

２　障害者虐待防止及び身体拘束等の適正化

⑶　身体拘束等の禁止

障害者虐待防止法では、「正当な理由なく障害者の身体を拘束すること」は身体的虐待に該当する行為とされている。

◆身体拘束の具体的な内容

① 車いすやベッド等に縛り付ける。
② 手指の機能を制限するために、ミトン型の手袋をつける。
③ 行動を制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
④ 支援者が自分の身体で利用者を抑え付けて行動を制限する。
⑤ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
⑥ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

（参考）資料集P.3～P.4

２　障害者虐待防止及び身体拘束等の適正化

⑷　身体拘束等の適正化を図るための取組

◆対象サービス

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、共同生活援助、指定障害者支援施設等、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、指定福祉型障害児入所施設、指定医療型障害児入所施設

◆取組内容

①　身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。
②　委員会の設置、委員会での検討結果を従業者に周知
③　指針の整備
④　研修の実施

（参考）資料集P.3～P.4

２　障害者虐待防止及び身体拘束等の適正化

⑸　通報義務

◆　通報義務者

○　施設長、管理者

○　サービス管理責任者等

○　虐待を受けたと思われる障害者を発見した人

◆　市町村の通報先（広島市の場合）

○　広島市障害者虐待通報ダイヤル（24時間受付可能）
(TEL)082－542－5300　(FAX)082－542－5311

○　障害自立支援課　事業者指導係
（障害福祉サービス事業所の指定・指導担当部署）
(TEL)082－504－2841

（参考）資料集P.3～P.4

３　変更届･体制届

３　変更届・体制届

⑴　変更届

指定内容に変更があった時は、変更後１０日以内に届出が必要です。
（例：法人の名称、事業所の所在地、管理者や児童発達支援管理責任者等の氏名、運営規程　など）
事業所の所在地や平面図の変更等は、必ず事前に相談が必要が必要です。
届出すべき項目や添付書類については、資料集記載の「指定内容の変更に係る提出書類一覧」を確認してください。

◆　提出にあたっての留意事項

○　原則事後提出です。変更前に提出しないようにしてください。
○　介護保険課の様式で提出する事業所が散見されます。所定の様式でご提出ください。
○　指定更新様式の中に掲載している様式もあります。下記様式掲載ページの「関連情報」からご確認ください。

◆　様式掲載ページ

【広島市HP】指定障害児通所支援事業・指定障害児入所支援事業・指定障害児相談支援事業に係る変更届出書、廃止・休止・再開届出書
https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/syougaijiritsu02/18686.html（ページ番号：１８６８６）

３　変更届・体制届

⑵　体制届

新規に指定障害児通所支援の提供を行う場合や、届け出た体制に変更があった場合は体制届の提出が必要です。添付書類は、資料集記載の「障害児（通所・入所）給付費算定に係る体制等に関する届出関係書類一覧」をご確認ください。（資料集参照）

◆　提出にあたっての留意事項

○　新たに加算を取得する場合は、加算が始まる前月１５日までにご提出ください。
○　提出日が１６日以降の場合は、翌々月の１日から加算が始まります。

【加算等（算定される単位数が増えるもの）の算定開始日】

例	届出日		算定開始日
ケース①	令和５年１１月１５日	→	令和５年１２月１日
ケース②	令和５年１１月１６日	→	令和６年１月１日

○　加算要件を満たさなくなった場合も体制届の提出が必要です。加算要件を満たさなくなった事実が発生した日から算定されなくなりますのでご注意ください。
○　事後に加算要件を満たさないことが発覚した場合は、給付費の返還が生じます。

◆　様式掲載ページ

【広島市HP】介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書等の様式
https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/syougaijiritsu02/18722.html（ページ番号：１８７２２）

３　変更届・体制届

⑶　休止・廃止・再開届

◆　休止・廃止の場合

事業を休止や廃止する場合は、休止等の1か月前までに「廃止・休止・再開届」を提出してください。

届出に際し、利用者が必要なサービスを継続的に利用できるよう、希望や意向等を聴取し、次のサービス利用先などを調整してください。併せて、調整状況が確認できるものを提出してください。

【参考】児童福祉法（抄）
（変更の届出等）
第二十一条の五の二十
４　指定障害児通所支援事業者は、当該指定通所支援の事業を廃止し、又は休止しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

（指定障害福祉サービスの事業の基準）
第二十一条の五の十九
４　指定障害児通所支援事業者は、次条第四項の規定による事業の廃止又は休止の届出をしたときは、当該届出の日前一月以内に当該指定通所支援を受けていた者であつて、当該事業の廃止又は休止の日以後においても引き続き当該指定通所支援に相当する支援の提供を希望する者に対し、必要な障害児通所支援が継続的に提供されるよう、他の指定障害児事業者等その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

◆　再開する場合

休止した事業を再開する場合は、再開の日から10日以内に届け出てください。

◆　様式掲載ページ

【広島市HP】指定障害児通所支援事業・指定障害児入所支援事業・指定障害児相談支援事業に係る変更届出書、廃止・休止・再開届出書
https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/syougaijiritsu02/18686.html（ページ番号：18686）

４　サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者（サビ児管）に関する取扱いについて

４　サビ児管に関する取扱いについて

(1)　サビ児管に関する告示の改正について

ア　実践研修の受講に必要な実務経験について

◆　改正の概要

改正前	改正後
基礎研修修了後、実践研修受講までに２年以上の実務経験が必要	改正前の内容を原則としつつ、次の①から③の要件を全て満たす場合は、例外的に実務経験6か月以上で受講できる。 ①　基礎研修受講時に既にサビ児管としての配置に必要な実務経験を満たしている。 ②　実践研修を受講するための実務経験として、事業所等において個別支援計画作成に係る 一連の業務に従事している。 ③　②の業務に従事することを指定権者に届け出ている。

◆　本市への届出等について

○　改正後の要件③で指定権者への届出（変更届出）が定められています。

（資料集○ページから○ページの「指定内容変更届出書【記載例】」参照）

○　実践研修受講者は市に提出した変更届出書の控えを受講時（広島県）に提出する必要があります。各事業所において控えを管理していただくようお願いします。

・　参考【広島県ホームページ】

「令和５年度広島県相談支援従事者研修及びサービス管理責任者等研修について」

＜https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/62/kensyu.html＞

４　サビ児管に関する取扱いについて

(1)　サビ児管に関する告示の改正について

イ　やむを得ない事由によりサビ児管が欠けた場合の措置について

◆　改正の概要

改正前	改正後
やむを得ない事由によりサビ児管が欠如した場合、欠如後１年間、サビ児管としての配置に必要な実務経験を有する者をサビ児管とみなして配置することができる。	改正前の内容に加えて、次の①から③の要件を全て満たす者については、当該者が実践研修を修了するまでの間に限り、サビ児管として最長２年間配置ができる。 ①　サビ児管としての配置に必要な実務経験を満たしている。 ②　サビ児管が欠如した時点で既に基礎研修を修了済みである。 ③　サビ児管が欠如する以前からサビ児管以外の職員として当該事業所に配置されている。

「やむを得ない事由」

サビ児管が退職、病休など事業者の責に帰さない事由により欠如した場合であって、かつ、当該事業所にサビ児管を直ちに配置することが困難な場合。

◆　みなしで配置しようとする場合の事前協議について

○　やむを得ない事由によるサビ児管の欠如の際に、実務経験者をみなしで配置しようとする場合には、事前に当課へ協議をしてください。協議なく配置した場合は、対象となりません。

（参考）資料集P.7～P.27

４　サビ児管に関する取扱いについて

⑵　サビ児管配置に関する留意事項について

現在、サビ児管として配置されている方で、次の事項に該当する場合は引き続きサビ児管として配置するができず、サビ児管が欠如することになります。

◆　平成31年3月31日以前のサビ児管研修修了者

○　令和５年度末までに更新研修を受講しなければ、サビ児管として引き続き配置することができません。

○　期限までに更新研修を修了しなかった場合は、実践研修の受講が必要です。

◆　令和元年度から令和3年度までにサビ児管の基礎研修を受講され、みなし配置で従事している方

○　基礎研修受講後3年以内に実践研修を受講していない場合、サビ児管として引き続き配置することができません。

→　令和3年度に基礎研修修了者となった方で、令和6年度の実践研修を修了していない場合は配置ができません。

５　安全計画の策定

５　安全計画の策定

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準が改正され、安全計画の策定が義務付けられました。
（令和5年4月1日から令和6年3月31日までは努力義務、令和6年4月1日から義務化）

安全計画の策定等

① 安全計画を策定し、計画に従い必要な措置を講じること。

安全計画の事項
○　事業所の設備の安全点検
○　従業者や利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導
○　従業者の研修及び訓練その他安全に関する事項
※　毎年度、年度が始まる前にこれらの事項について年間スケジュール（安全計画）を定めること。
計画策定に当たっては、「いつ、何をなすべきか」を整理し、必要な取組を盛り込むこと。
この一連の対応の実施をもって、安全計画の策定を行ったこととする。

② 従業者に対して安全計画を周知し、定期的に研修及び訓練を行うこと。
③ 保護者に対し、安全計画に基づく取組内容等を周知すること。
④ 定期的に安全計画を見直し、必要に応じて計画の変更を行うこと。

（参考）資料集P.28～P.58

６　送迎時の安全管理

６　送迎時の安全管理

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準が改正され、車両による送迎を行う際の安全管理の徹底に係る規定が設けられました。

(1)　所在確認

（児童発達支援センター、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援、障害児入所施設）

○　利用者の通所や事業所外活動等のために自動車を運行するときは、利用者の乗降車の際に、点呼等の方法により所在を確認すること。

○　令和５年４月１日から義務化。

６　送迎時の所在確認

⑵　送迎車両への安全装置の設置

（　児童発達支援センター、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス　）

○　送迎用の自動車を運行する場合は、当該自動車にブザーその他の車内の利用者の見落としを防止する装置を装備し、これを用いて、降車時の所在確認をすること。

○　令和５年４月１日から令和６年３月３１日までは装置の装備に代わる措置を講じることが可能（経過措置）。
令和６年４月１日から義務化。

６　送迎時の所在確認

⑵　送迎車両への安全装置の設置

◆　対象となる送迎車両

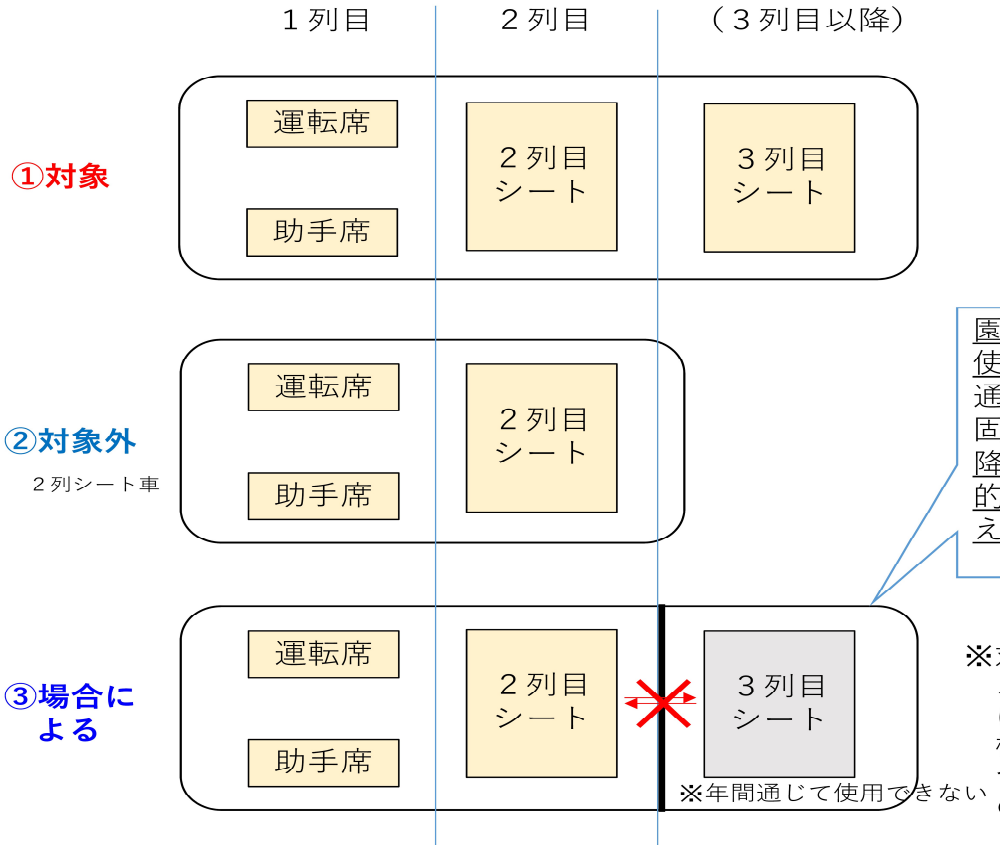

人が座るシート等

人が座らないシート

園児が確実に３列目以降の座席を使用できないように園児が確実に通過できない鍵付きの柵を車体に固着させて２列目までと３列目以降を隔絶するなどしており、現実的には見落としの恐れがないと考えられる場合は、「**対象外**」。

※対象外とするかどうかは、本イメージを機械的に当てはめるのではなく、個々の自動車の利用の態様に応じ、安全装置の装備が義務づけられる経緯・趣旨に鑑み、その判断は十分慎重に行うこと。

６　送迎時の所在確認
⑵　送迎車両への安全装置の設置

◆　対象となる送迎車両

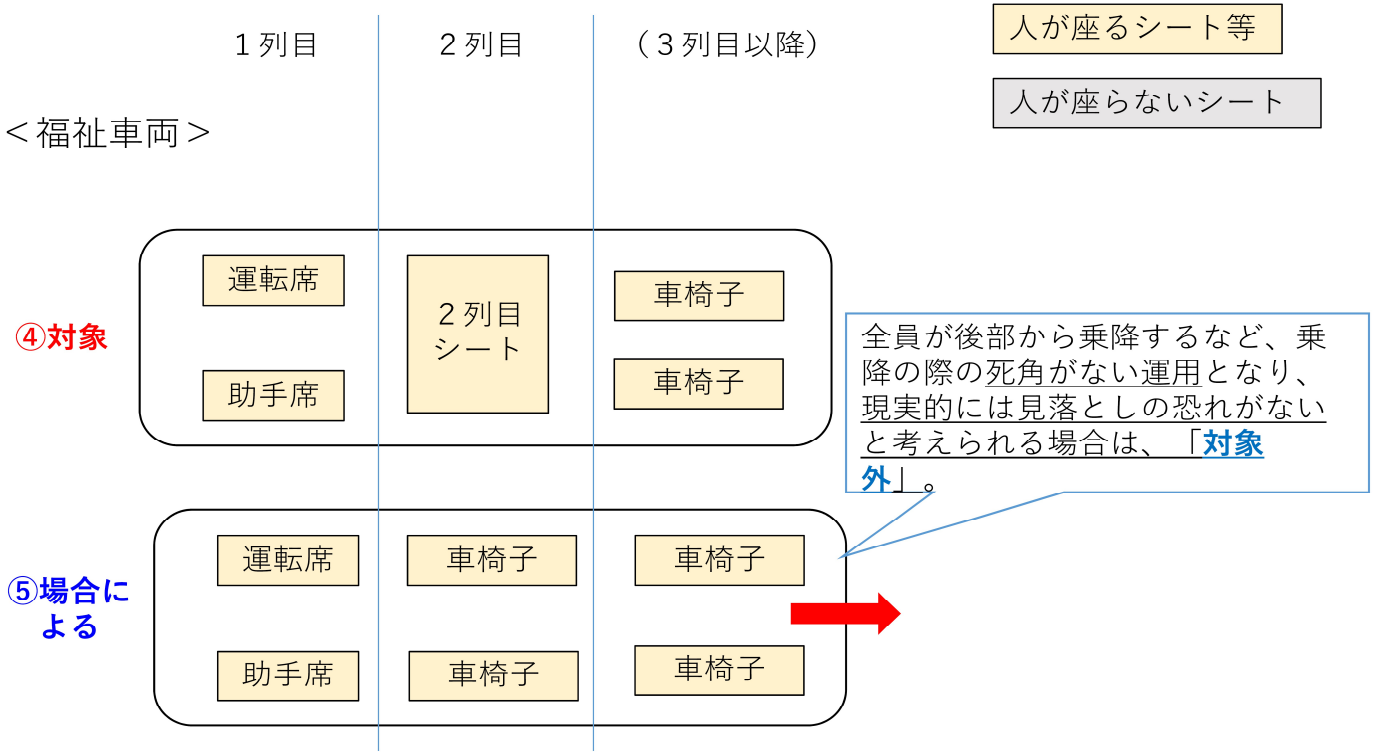

※対象外とするかどうかは、本イメージを機械的に当てはめるのではなく、個々の自動車の利用の態様に応じ、安全装置の装備が義務づけられる経緯・趣旨に鑑み、その判断は十分慎重に行うこと。

６　送迎時の所在確認

⑵　送迎車両への安全装置の設置

◆　装備すべき安全装置

○　「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン」に適合するもの
【国土交通省HP】自動車：車両安全対策検討会（旧　安全基準検討会）
https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk7_000005.html

○　安全装置のリスト
【こども家庭庁HP】送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のリストについて
https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/list/

７　自己評価の実施及び公表の報告

7　自己評価の実施及び公表の報告

◆　基準及び減算について　〔児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス〕

○　事業所はサービス提供について、自ら評価を行うとともに、保護者による評価を受け、それについて改善を図る必要があります。

○　事業者はおおむね1年に1回以上、評価及び改善の内容をインターネットの利用その他方法により公表しなければなりません。
※　医療型児童発達支援を除く。

○　自己評価結果等の公表が届出されていない場合には、届出がされていない月から当該状態が解消されるに至った月までが減算となります。
※　医療型児童発達支援を除く。

（参考）資料集P.59～P.71

８　定員の基準

８　定員の基準

〔 児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス 〕

(1)　原則

利用定員及び指導訓練室の定員を超えてサービスの提供を行うことはできません。

(2)　やむを得ない事情がある場合の取扱い

定員を超えてサービスを提供することは原則できませんが、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではありません。

【R3.5.7 令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するＱ＆ＡＱ&A　VOL. ４　問28】(抄)
定員超過は、指定基準において「災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合」に 可能としているが、以下のような理由も「やむを得ない事情」として認められるのか。
ア　障害の特性や病状等のため欠席しがちで、定期的な利用を見込むことが難しい障害児 に継続した支援を行う必要がある場合。
イ　障害児の家庭の状況や、地域資源の状況等から、当該事業所での受け入れをしないと、障害児の福祉を損ねることとなる場合。

答
いずれの場合も、「やむを得ない事情」があるものとして差し支えない。アのようなケースについては、利用人数が恒常的に利用定員を超えている状態でなければ、速 やかに是正を図る必要はない。イのようなケースについては、既存の利用者が利用をやめる際に、利用人数の調整を行うなど の方法で是正を図れば足りるものとする。

（参考）資料集P.72～P.78

９　加算･減算

９　加算・減算

(1)　サビ児管欠如減算

（療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助、共同生活援助、児童発達支援（児童発達支援センター、主として重症心身障害児を通わせる事業所を除く）、放課後等デイサービス（主として重症心身障害児を通わせる事業所を除く）、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援）

◆　減算の具体的取扱い

欠如の翌々月から人員欠如が解消されるに至った月まで、利用者の全員について減算される。

◆　算定される単位数

欠如期間	算定単位数
減算が適用される月から5月未満の月	所定単位数の70%を算定
減算が適用される月から連続して5月以上の月	所定単位数の50%を算定

（例）1月に欠如し、8月に欠如が解消された場合（12月31日付けでサビ児管が退職し、8月1日にサビ児管を配置）

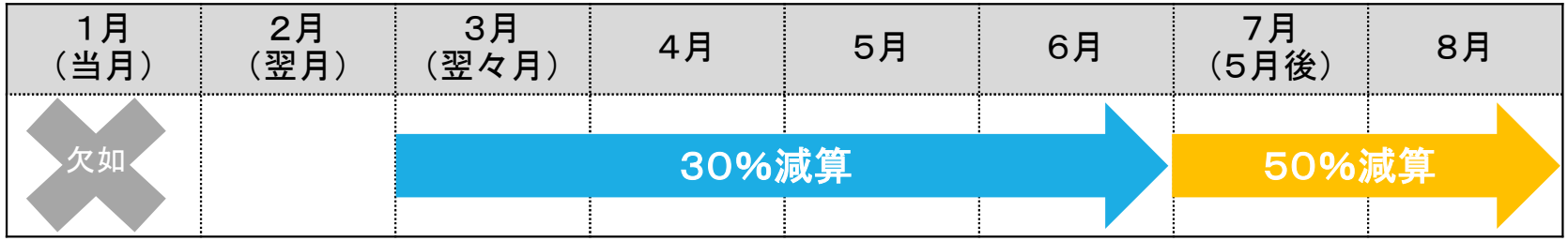

９　加算・減算

⑵　個別支援計画未作成減算

（療養介護、生活介護、施設入所支援、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型）、就労定着支援、自立生活援助、共同生活援助、児童発達支援、医療型児童発達支援（指定発達支援医療機関において行う場合を除く。）、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、障害児入所支援（指定発達支援医療機関において行う場合を除く。）、基準該当通所支援（みなし基準該当通所支援を除く。）

減算対象	減算内容
①　サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者による指揮の下、個別支援計画が作成されていない場合	減算が適用される月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで ◆　減算が適用される月から3月未満 所定単位数の70%算定（30%減算） ◆　3月目以降 所定単位数の50%算定（50%減算）
②　個別支援計画の作成に係る一連の業務※1が適切に行われていない場合。	

※１　個別支援計画の作成に係る一連の業務

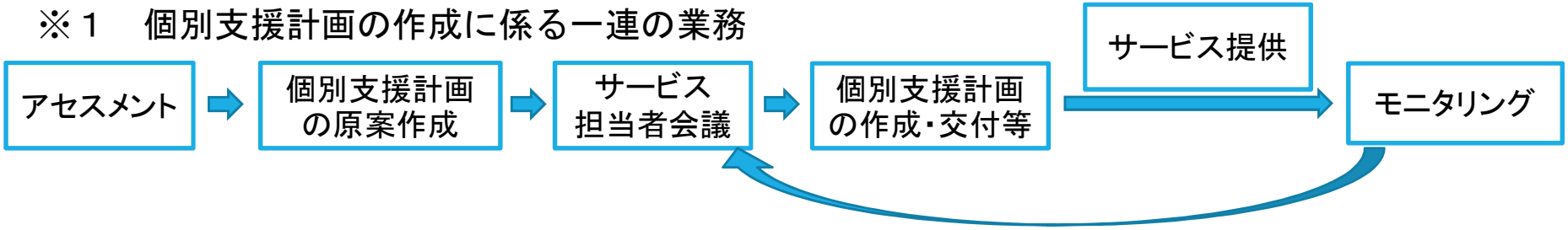

９　加算・減算

⑶　身体拘束廃止未実施減算

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、施設入所支援、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、共同生活援助、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、障害児入所支援、共生型障害児通所支援

減算対象	減算内容
①　身体拘束等に係る記録が行われていない場合	①～④のいずれかに該当する事実が生じた場合、改善が認められた月までの間について１日に5単位を所定単位数から減算する。
②　身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催（年１回以上）していない場合	
③　身体拘束等の適正化のための指針を整備していない場合	
④　身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施（年１回以上）していない場合	

※　留意事項

○　身体拘束を行っていない場合でも②～④は取り組む必要があります。

○　虐待防止委員会で身体的拘束等の適正化について検討する場合には、身体拘束適正化検討委員会を開催しているものとみなします。

○　実地指導時に減算対象の事案を確認した場合、実地指導実施月の翌月から改善状況報告書の提出期日まで（最短でも３か月間）が減算の対象となります。

９　加算・減算

⑷　福祉専門職員配置等加算

（　療養介護、生活介護、短期入所、共同生活援助、宿泊型自立訓練、自立生活援助、自立訓練（生活訓練・機能訓練）、就労移行支援、就労継続支援、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス　）

◆　加算の算定要件

区分	要件
Ⅰ	常勤の直接処遇職員のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理士の資格保有者が３５％以上雇用されている
Ⅱ	常勤の直接処遇職員のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理士の資格保有者が２５％以上雇用されている
Ⅲ	生活支援員等のうち、①常勤職員が７５％以上又は②勤続３年以上の常勤職員が３０％以上である

※　留意事項

○　Ⅰ又はⅡを算定する場合、**常勤の**直接処遇職員のうち、資格保有者数が３５％以上又は２５％以上であることが要件です。非常勤の直接処遇職員の常勤換算人数を算入することはできません。

○　多機能型事業所又は障害者支援施設は、当該事業所における全てのサービス種別の直接処遇職員を合わせて計算してください。

○　管理者が直接処遇職員を同時並行的に兼務している場合、兼務を行う時間が常勤時間に達していれば、常勤の直接処遇職員として取り扱うことができます。

９　加算・減算

⑷　福祉専門職員配置等加算

同一法人内の複数事業所を兼務し、勤務時間の合計が常勤時間に達している直接処遇職員については、次のとおりの取扱いとなります。

【H21.4.30 平成21年度障害福祉サービス報酬改定に関するQ&A　VOL. ３　問１－１】
同一法人内の複数事業所の業務を兼務し、勤務した時間数の合計が常勤の時間数に達している従業者については、福祉専門職員配置等加算はどのように算定するのか
例１　生活支援員としての１週間の勤務形態が、就労移行支援事業所で30時間、就労継続支援B型事業所で10時間の場合
例２　生活支援員としての１週間の勤務形態が、就労移行支援事業所で20時間、就労継続支援B型事業所で20時間の場合
例３　１週間の勤務形態が、就労移行支援事業所で30時間、生活支援員として勤務し、共同生活介護事業所で10時間、サービス管理責任者として勤務している場合

答
１　福祉専門職員配置等加算の算定要件としては、
①　福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）
直接処遇職員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士又　は精神保健福祉士である従業者の割合が25％以上
②　福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）
ア　直接処遇職員として配置されている従業者のうち、常勤で配置されている従業者の割合が75％以上
イ　直接処遇職員として常勤で配置されている従業者のうち、3年以上従事している従業者の割合が30％以上
があるところである。

９　加算・減算

⑷　福祉専門職員配置等加算

２　このうち①及び②のイについては、原則として、当該事業所において雇用される常勤の直接処遇職員の実際の人数に着目して評価するものである。複数事業所を兼務する常勤の直接処遇職員については、１週間の勤務時間の2分の1を超えて当該事業所の直接処遇職員として従事する場合に、常勤の直接処遇職員（１人）として評価されたい。

３　また、②のアにおいては、「常勤の直接処遇職員として勤務している従業者の合計勤務時間数（分子）」÷「直接処遇職員として勤務している従業者の合計勤務時間数（分母）」が75％以上の場合に、当該加算の算定対象となるものである。

４　例１：①及び②のイにおいて評価する場合は、就労移行支援事業所の常勤の生活支援員（１人）として扱うこと又は②のアにおいて評価する場合は、就労移行支援事業所及び就労継続支援B型事業所の双方において、勤務時間数を分子、分母に算入することが可能である。

例２：①及び②のイにおいて評価する場合は、就労移行支援事業所又は就労継続支援B型事業所のいずれか一つの事業所において常勤の生活支援員（１人）として取り扱うこと又は②のアにおいて評価する場合は、就労移行支援事業所及び就労継続支援B型事業所の双方において、勤務時間数を分子、分母に算入することが可能である。

例３：①及び②のイにおいて評価する場合には、就労移行支援事業所の常勤の生活支援員（１人）として扱うこと又は②のアにおいて評価する場合は、就労移行支援事業所において、勤務時間数を分子、分母に算入することが可能である。

９　加算・減算

⑸　欠席時対応加算

（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス）

要件

利用者がサービスの利用を予定していた日に、急病等により利用が中止となったとき、利用者または家族等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、その内容等を記録した場合に算定する。

※　留意事項

- ○　利用を中止した、前々日、前日、当日中の連絡があったものについて算定可能（営業日で判断）
  この際、利用予定日と連絡があった日の両方を記録してください。
- ○　直接の面会や自宅への訪問は不要です。
- ○　記録について、定型文や欠席のみの記載ではなく、相談援助を行った記録を残してください。
- ○　当加算の算定した日について、実績記録表に記載し、利用者からの確認を得てください。
- ○　欠席時対応加算を算定した日については、利用日数に含めないものとして差し支えありません。
- ○　自己負担の有無に関わらず、利用者に事前に説明の上、算定してください。

１０　福祉･介護職員
処遇改善

１０　福祉・介護職員処遇改善

⑴　加算の算定に係る届出について

◆　提出書類：障害福祉サービス等処遇改善計画書

※　新規で加算を取得する場合や、キャリアパス要件の区分に変更がある場合は、「介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書」及び「体制等状況一覧表」も併せてご提出ください。

◆　提出期限：算定を受けようとする月の前々月の末日

※　ただし、４月又は５月から加算を取得するに当たり提出する計画書の提出期限は、例年、特例により４月中旬となっております。年度末に改めて通知を行いますので、確認のうえご提出ください。

⑵　実績報告書の提出について

◆　提出書類：障害福祉サービス等処遇改善実績報告書

◆　提出期限：毎年度、賃金改善が完了した2か月後の末日まで

（最終の加算の支払いがあった月が５月の場合、提出期限は７月末となります。）

※　提出を行われない場合は、加算の算定要件を満たしていない不正請求として全額返還となりますのでご注意ください。

１０　福祉・介護職員処遇改善

⑶　よくあるお問合せ

質問	回答
福祉・介護職員処遇改善における賃金改善実施期間はいつから、いつまでか。	原則４月（年度の途中で加算の算定を受ける場合、当該加算を受けた月）から翌年の３月までとなる。 ただし、国保連からの支払いが６月になるため、賃金改善実施期間を６月からとすることも可能である。
法人の役員も処遇改善加算等の支給対象者となるか。	加算は福祉職員の賃金改善を行うことが目的であり、役員報酬のみを収入としている場合は対象とならない。 ただし、福祉職員として勤務し、役員報酬とは別に、賃金を得ている場合は当該部分については、加算の対象となる。

⑷　参考

【広島市HP】【令和５年度】福祉・介護職員処遇改善加算等の算定に係る届出の様式
https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/syougaijiritsu02/326807.html（ページ番号：326807）

１１　利用者負担額の受領

１１　利用者負担額の受領

⑴　支払いを受ける費用

○　サービス提供を行った際は、保護者からサービス提供に係る利用者負担額の支払いを受けてください。

○　法定代理受領を伴わないサービス提供を行った際は、保護者から、サービス提供に係る指定通所支援費用基準額の支払いを受けてください。

○　利用者負担額のほか、保護者から受けることができる、サービスにおいて提供される便宜に要する費用は、次に掲げるとおりです。

【便宜に要する費用】

サービス	費用の内容
児童発達支援	○　食事の提供に要する費用 （児童発達支援センターである児童発達支援事業所に限る） ○　日用品費 ○　日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、保護者に負担させることが適当と認められるもの ・　身の回り品として日常生活に必要なもの ・　教養娯楽等として日常生活に必要なもの

（参考）資料集P.80～P.83

１１　利用者負担額の受領

⑴　支払いを受ける費用

【便宜に要する費用】

サービス	費用の内容
医療型児童 発達支援	○　食事の提供に要する費用 ○　日用品費 ○　日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、保護者に負担させることが適当と認められるもの ・　身の回り品として日常生活に必要なもの ・　教養娯楽等として日常生活に必要なもの
放課後等 デイサービス	○　日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、保護者に負担させることが適当と認められるもの ・　身の回り品として日常生活に必要なもの ・　教養娯楽等として日常生活に必要なもの
保育所等 訪問支援	○　保護者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域において、サービスを提供する場合、それに要した交通費の額

（参考）資料集P.80～P.83

１１　利用者負担額の受領

⑵　留意事項

①　保護者から支払を受けた場合は、必ず領収証を交付してください。

②　サービスの提供に当たっては、保護者へあらかじめサービスの内容及び費用について説明し、同意を得てください。

③「日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの」（その他の日常生活費）の具体的な範囲は、「**障害児通所支援又は障害児入所支援における日常生活に要する費用の取扱いについて**」（平成24年3月30日障発0330第31号）に規定されています。

○「その他の日常生活費」は、保護者の自由な選択に基づき提供される日常生活上の便宜に係る経費が対象です。利用者に一律に提供し、全ての保護者から画一的にその費用を徴収することはできません。

○　給付費の対象となっているサービスと明確に区分されない曖昧な名目による費用徴収はできません。

○　徴収する費用はサービスに対する実費相当額の範囲内としてください。

○　徴収に当たっては、その対象及び額を運営規程に定めてください。

（参考）資料集P.80～P.83

１２　補助金関係

１２　補助金

(1)　新型コロナウイルス感染症に係るサービス継続支援事業

（ア）　障害福祉サービス施設・事業所等のサービス継続支援事業

新型コロナウイルスの感染者等が発生した施設・事業所において、建物の消毒に要する費用や職員の感染等に伴う人員確保等、サービスの継続に必要な経費を補助します。

助成対象の区分	対象サービス種別	対象経費
①　利用者又は職員に新型コロナウイルスの感染者が発生した施設・事業所	全サービス共通	・緊急雇用に係る費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用、帰宅困難職員の宿泊費、連携機関との連携に係る旅費 ・自費検査費用（一定の要件に該当する障害者支援施設又は共同生活援助事業所に限る） ・施設・事業所の消毒・清掃費用 ・感染症廃棄物の処理費用 ・感染者又は濃厚接触者への対応に伴い在庫不足が見込まれる衛生・防護用品の購入費用 （以下の費用は、代替サービス提供期間の分に限る） ・代替サービス提供に伴う緊急雇用に係る費用、割増賃金・手当、職業紹介料、旅費、損害賠償保険の加入費用 ・代替場所の確保費用（使用料） ・居宅介護事業所に所属する居宅介護職員による同行指導への謝金 ・代替場所や利用者宅への旅費 ・利用者宅を訪問して健康管理や相談援助等を行うため緊急かつ一時的に必要となる車や自転車のリース費用 ・通所できない利用者の安否確認等のためのタブレットのリース費用（通信費用は除く）
②　感染者と接触があった者（感染者と同居している場合に限る。）に対応した施設・事業所	短期入所 入所・居住系 訪問系	
③　感染等の疑いのある利用者又は職員に対し、一定の要件のもと、自費で検査を実施した事業所（①、②の場合を除く）	施設入所支援 共同生活援助	・自費検査費用（一定の要件に該当する障害者支援施設又は共同生活援助事業所に限る）
④　①以外の事業所であって、居宅で生活している利用者に対して、当該事業所の職員が利用者の居宅等への訪問により、できる限りのサービスを提供した事業所	通所系	・代替サービス提供に伴う緊急雇用に係る費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用 ・代替場所の確保費用（使用料） ・居宅介護事業所に所属する居宅介護職員による同行指導への謝金 ・代替場所や利用者宅への旅費 ・利用者宅を訪問して健康管理や相談援助等を行うため緊急かつ一時的に必要となる車や自転車のリース費用 ・通所できない利用者の安否確認等のためのタブレットのリース費用（通信費用は除く）

１２　補助金

⑴　新型コロナウイルス感染症に係るサービス継続支援事業

（イ）　障害福祉サービス施設・事業所等との協力支援事業

感染者が発生した施設・事業所からの利用者の受入れや当該施設・事業所への応援職員の派遣等、協力する施設・事業所において必要な経費を補助します。

助成対象の区分	対象サービス種別	対象経費
①　（ア）の①に該当する施設・事業所に対し、協力する施設・事業所	全サービス共通	・追加で必要な人員確保のための緊急雇用に係る費用、割増賃金・手当、職業紹介料、旅費・宿泊費、損害賠償保険の加入費用
②　感染症の拡大防止の観点から必要があり、自主的に休業した障害福祉サービス等事業所に対し、協力する施設・事業所		

【広島市ホームページ】広島市新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所等に対するサービス継続支援事業

https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/syougaijiritsu02/178777.html（ページ番号：１７８７７７）

１２　補助金

(1)　新型コロナウイルス感染症に係るサービス継続支援事業

（ア）　障害福祉サービス施設・事業所等のサービス継続支援事業

新型コロナウイルスの感染者等が発生した施設・事業所において、建物の消毒に要する費用や職員の感染等に伴う人員確保等、サービスの継続に必要な経費を補助します。

助成対象の区分	対象サービス種別	対象経費
①　利用者又は職員に新型コロナウイルスの感染者が発生した施設・事業所	全サービス共通	・緊急雇用に係る費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用、帰宅困難職員の宿泊費、連携機関との連携に係る旅費 ・自費検査費用（一定の要件に該当する障害者支援施設又は共同生活援助事業所に限る） ・施設・事業所の消毒・清掃費用 ・感染症廃棄物の処理費用 ・感染者又は濃厚接触者への対応に伴い在庫不足が見込まれる衛生・防護用品の購入費用 （以下の費用は、代替サービス提供期間の分に限る） ・代替サービス提供に伴う緊急雇用に係る費用、割増賃金・手当、職業紹介料、旅費、損害賠償保険の加入費用 ・代替場所の確保費用（使用料） ・居宅介護事業所に所属する居宅介護職員による同行指導への謝金 ・代替場所や利用者宅への旅費 ・利用者宅を訪問して健康管理や相談援助等を行うため緊急かつ一時的に必要となる車や自転車のリース費用 ・通所できない利用者の安否確認等のためのタブレットのリース費用（通信費用は除く）
②　感染者と接触があった者（感染者と同居している場合に限る。）に対応した施設・事業所	短期入所 入所・居住系 訪問系	
③　感染等の疑いのある利用者又は職員に対し、一定の要件のもと、自費で検査を実施した事業所（①、②の場合を除く）	施設入所支援 共同生活援助	・自費検査費用（一定の要件に該当する障害者支援施設又は共同生活援助事業所に限る）
④　①以外の事業所であって、居宅で生活している利用者に対して、当該事業所の職員が利用者の居宅等への訪問により、できる限りのサービスを提供した事業所	通所系	・代替サービス提供に伴う緊急雇用に係る費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用 ・代替場所の確保費用（使用料） ・居宅介護事業所に所属する居宅介護職員による同行指導への謝金 ・代替場所や利用者宅への旅費 ・利用者宅を訪問して健康管理や相談援助等を行うため緊急かつ一時的に必要となる車や自転車のリース費用 ・通所できない利用者の安否確認等のためのタブレットのリース費用（通信費用は除く）

１２　補助金

⑴　新型コロナウイルス感染症に係るサービス継続支援事業

（イ）　障害福祉サービス施設・事業所等との協力支援事業

感染者が発生した施設・事業所からの利用者の受入れや当該施設・事業所への応援職員の派遣等、協力する施設・事業所において必要な経費を補助します。

助成対象の区分	対象サービス種別	対象経費
①　（ア）の①に該当する施設・事業所に対し、協力する施設・事業所	全サービス共通	・追加で必要な人員確保のための緊急雇用に係る費用、割増賃金・手当、職業紹介料、旅費・宿泊費、損害賠償保険の加入費用
②　感染症の拡大防止の観点から必要があり、自主的に休業した障害福祉サービス等事業所に対し、協力する施設・事業所		

【広島市ホームページ】広島市新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所等に対するサービス継続支援事業

https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/syougaijiritsu02/178777.html（ページ番号：１７８７７７）

１２　補助金

⑵　広島市送迎用バスへの安全装置導入支援事業

◆　対象事業所

・　児童発達支援センター、児童発達支援事業所、放課後等デイサービス

◆　対象経費

・　送迎用バスへの安全装置導入に係る経費
・　限度額は送迎用バス一台あたり　１７５，０００円

※　留意事項

・　対象となる送迎用バスは、送迎を目的として運行する自動車で、座席が3列以上の自動車をいいます。

◆　申請期限

・　令和６年３月２９日（必着）
※　申請期限に関わらず、安全装置設置後は速やかに申請してください。

【広島市ホームページ】広島市新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所等に対するサービス継続支援事業
https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/syougaijiritsu02/178777.html
ページ番号：１７８７７７

１２　補助金

⑶　広島市障害福祉人材養成支援補助金

（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、自立生活援助、共同生活援助、施設入所支援、地域移行支援、地域定着支援、計画相談支援、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設、障害児相談支援）

◆　補助対象資格等及び補助金額

補助対象資格等	補助金額
社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士	１人につき100，000円
相談支援専門員	１人につき50，000円
たん吸引等を行うことができる介護職員	１人につき50，000円
強度行動障害支援者（実践研修）	１人につき40，000円

◆　申請期限

①　４月から9月までに資格証等の交付を受けた場合　→　当該月の属する年度の10月31日
②　10月から3月までに資格証等の交付を受けた場合　→　当該月の属する年度の3月31日

【広島市ホームページ】広島市障害福祉人材養成支援事業について
https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/syougaijiritsu02/18745.html
ページ番号：18745

１３　障害児通所支援における主な通知等

１３　障害児通所支援における主な通知等

広島市ホームページ掲載場所

〇ページ番号　０００００３１４２０４

〇リンク　https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/syougaijiritsu02/314204.html
（トップページ＞福祉・介護＞事業者の方へ＞お知らせ＞障害児通所支援における主な通知等）

令和5年度障害福祉サービス等
事業者集団指導研修は以上になります。

ご清聴ありがとうございました。